

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により準用される同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成 30 年 11 月 5 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 スーパーアークス新琴似店
 所在地 札幌市北区新琴似 4 条 17 丁目 246 番 1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置している者の名称、住所及び代表者の氏名
 名称 有限会社ウエシゲ商事
 住所 札幌市北区新琴似 4 条 17 丁目 1 番 10 号
 代表者 代表取締役 上野 貢志
- (3) 変更しようとする事項
 ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 （変更前）2,590 m²（変更後）3,271 m²（変更年月日）平成 31 年 5 月 1 日
 イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

	事項	変更前	変更後	変更年月日
1	駐車場の位置及び収容台数	119 台	120 台	平成 30 年 11 月 20 日
2	駐輪場の収容台数	50 台	73 台	
3	荷さばき施設の位置及び面積	添付資料図-3 のとおり、172 m ²	添付資料図-4 のとおり、196 m ²	
4	廃棄物等の保管施設の位置及び面積	添付資料図-3 のとおり、66 m ³	添付資料図-4 のとおり、68 m ³	

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

	事項	変更前	変更後	変更年月日
1	開店時間	午前 9 時 00 分	午前 7 時 00 分	平成 30 年 11 月 1 日
2	駐車場利用可能時間帯	駐車場① 午前 8 時 30 分から 翌午前 0 時 30 分 駐車場② —	駐車場① 午前 6 時 30 分から 翌午前 0 時 30 分 駐車場② 午前 6 時 30 分から 午後 9 時 45 分	
3	駐車場の出入口の数及び位置	添付資料図-3 のとおり、出入口 3ヶ所	添付資料図-4 のとおり、出入口 5ヶ所	

- (4) 変更する理由
 別紙のとおり

2 届出年月日 平成 30 年 10 月 31 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所 札幌市役所本庁舎 2 階 市政刊行物コーナー
 (2) 縦覧期間 平成 30 年 11 月 5 日～平成 31 年 3 月 5 日

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分（午後 0 時 15 分～午後 1 時までを除く）

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（平成 31 年 3 月 5 日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。